

## ( 重 要 )

### 旅客の乗降時の安全確保について

駐停車禁止場所でお客様の乗降を行う事は、道路交通上の安全を確保する上で極めて危険であり、道路交通法第 44 条の違反となる。

このため、旅客に乗降を行わせるに当たっては、道路交通法第 44 条の規定を厳守すること。

#### 道路交通法第 44 条の遵守

- (1) 交差点、横断歩道、自転車横断帯、踏切、軌道敷内、坂の頂上付近、勾配の急な坂またはトンネル。
- (2) 交差点の側端又は道路の曲がり角から 5 メートル以内の部分及び横断歩道又は自転車横断帯の前後の側端からそれぞれ前後に 5 メートル以内の部分。
- (3) 安全地帯が設けられている道路の当該安全地帯の左側の部分及び当該部分の前後の側端からそれぞれ前後 10 メートル以内の部分。
- (4) 乗合自動車の停留所又はトロリーバス若しくは路面電車の停留所を表示する表示柱又は表示板が設けられている位置から 10 メートル以内の部分（当該停留所又は停留場に係る運行系統に属する乗合自動車、トロリーバス又は路面電車の運行時間中に限る。）
- (5) 踏切の前後の側端からそれぞれ前後に 10 メートル以内の部分は運転の禁止。